

PFI事業の現況等について

内閣府 民間資金等活用事業推進室
(平成19年6月29日推進委員会資料)

分野別実施方針公表件数

括弧内はサービスの提供が開始されている事業件数

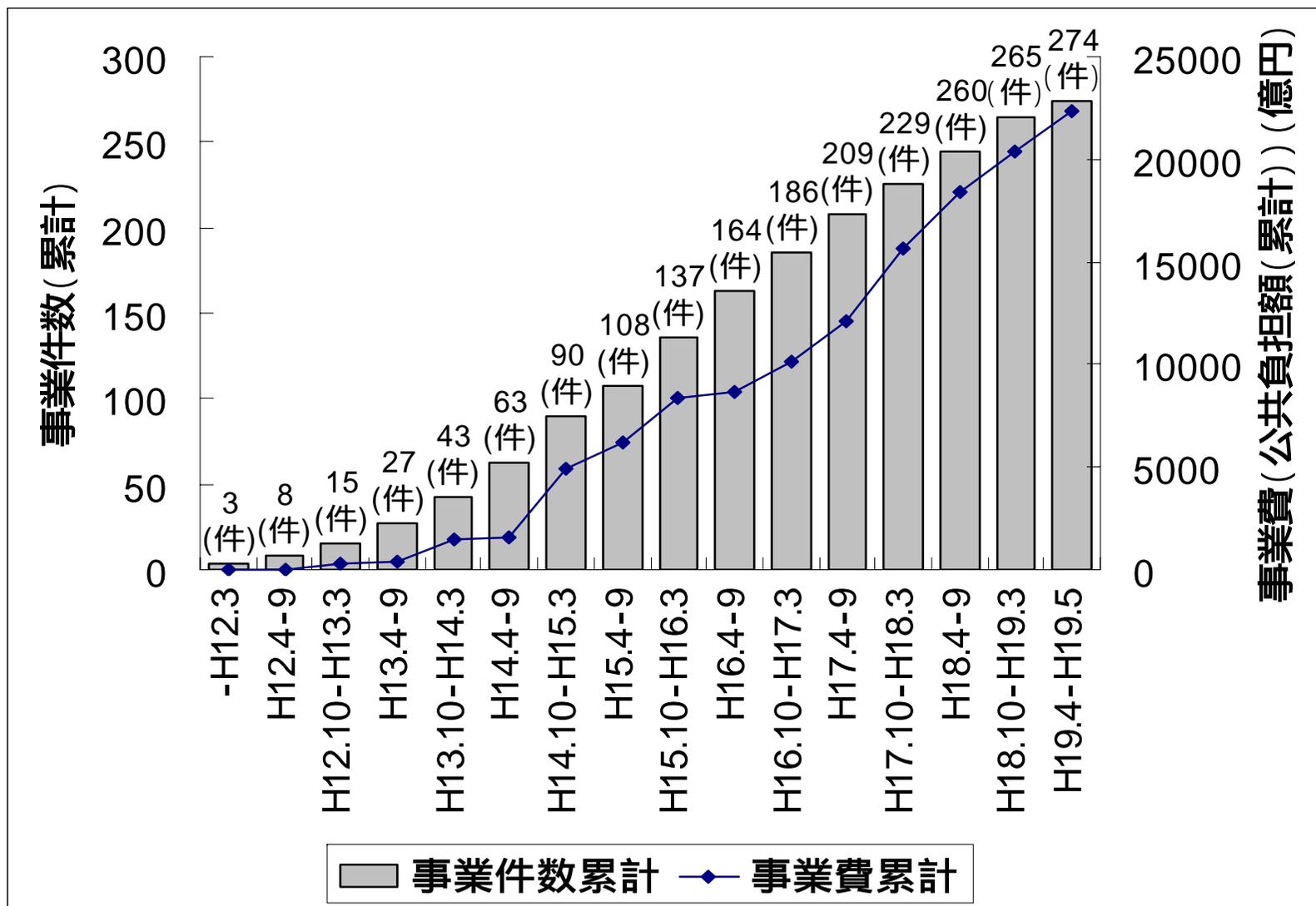
資料を基に内閣府PFI推進室が作成した。
(以下特に出典の引用のないものは同様)

(平成19年5月31日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方公共団体	その他	
教育と文化（文教施設、文化施設 等）	1 (1)	58 (26)	28 (27)	87 (54)
生活と福祉（福祉施設 等）	0	13 (11)	0	13 (11)
健康と環境（医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等）	0	49 (25)	2	51 (25)
産業（商業振興施設、農業振興施設 等）	0	15 (7)	0	15 (7)
まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設 等）	6 (1)	28 (18)	0	34 (19)
安心（警察施設、消防施設、行刑施設 等）	6 (2)	11 (2)	0	17 (4)
庁舎と宿舎（事務庁舎、公務員宿舎 等）	24 (11)	4 (3)	1 (1)	29 (15)
その他（複合施設 等）	1	27 (15)	0	28 (15)
合 計	38 (15)	205 (107)	31 (28)	274 (150)

PFI事業件数の累計(実施方針の策定件数)と
事業費(公表金額ベース)の累計

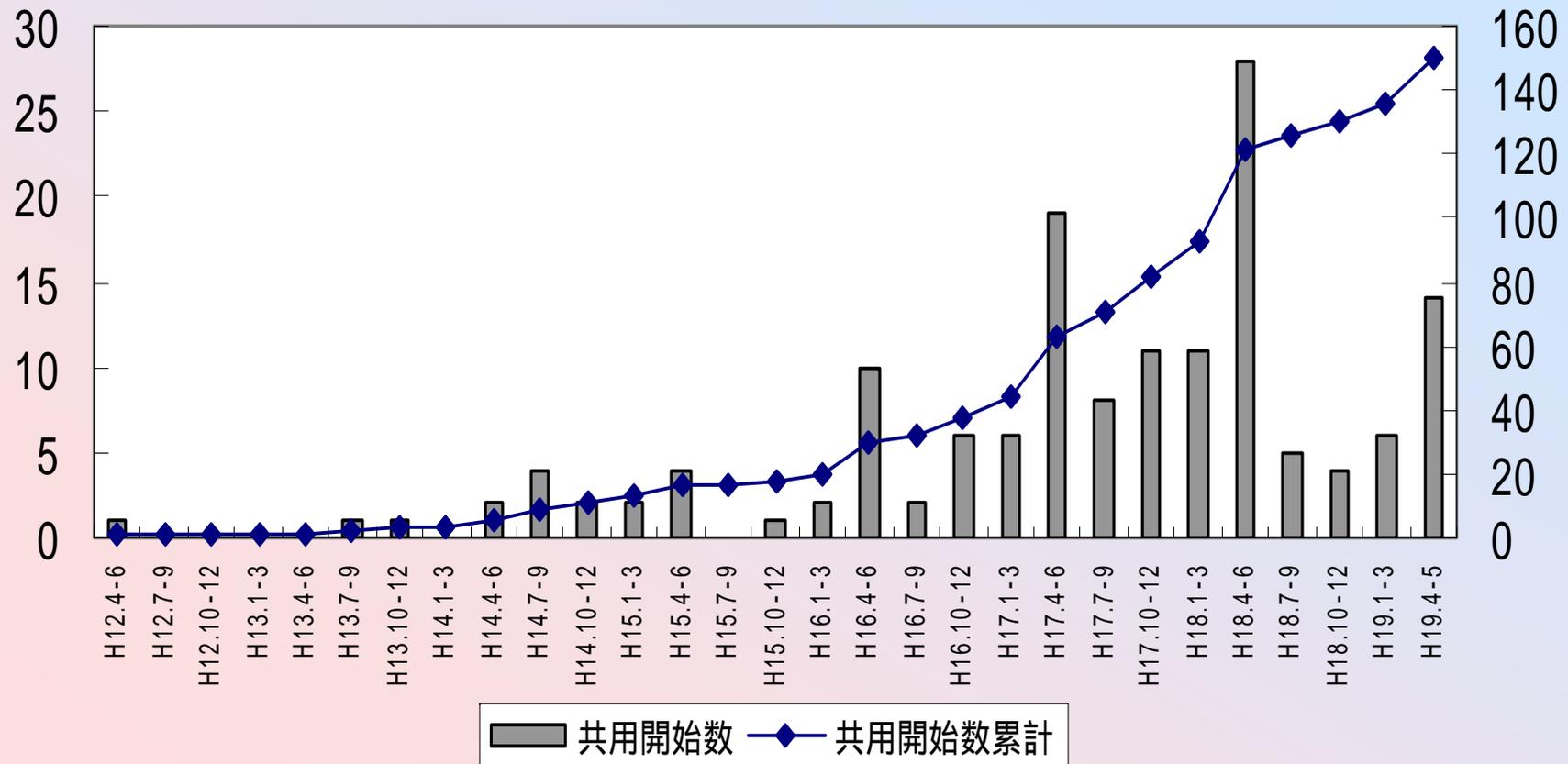
内閣府PFI推進室作成
(平成19年5月31日現在)



1. 事業費については、事業者選定が行われた事業について実施主体から公表された落札価格、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。また、年度については、契約年度ごとに分類している(未契約の事業は最新年度に計上)。

運営段階に移行するPFI事業の増加

供用開始年度別、右軸は累計



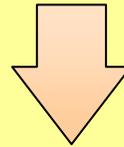
(平成19年5月31日現在)
5

我が国におけるこれまでの約8年間のPFI導入実績

これまでの約8年間のPFI導入実績
(平成11年度～19年5月末)

国、地方、公共法人で実施方針等が公表された274件のうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは、149件、2兆2,351億円の事業規模

この場合、約24%(5,452億円)のVFMあり

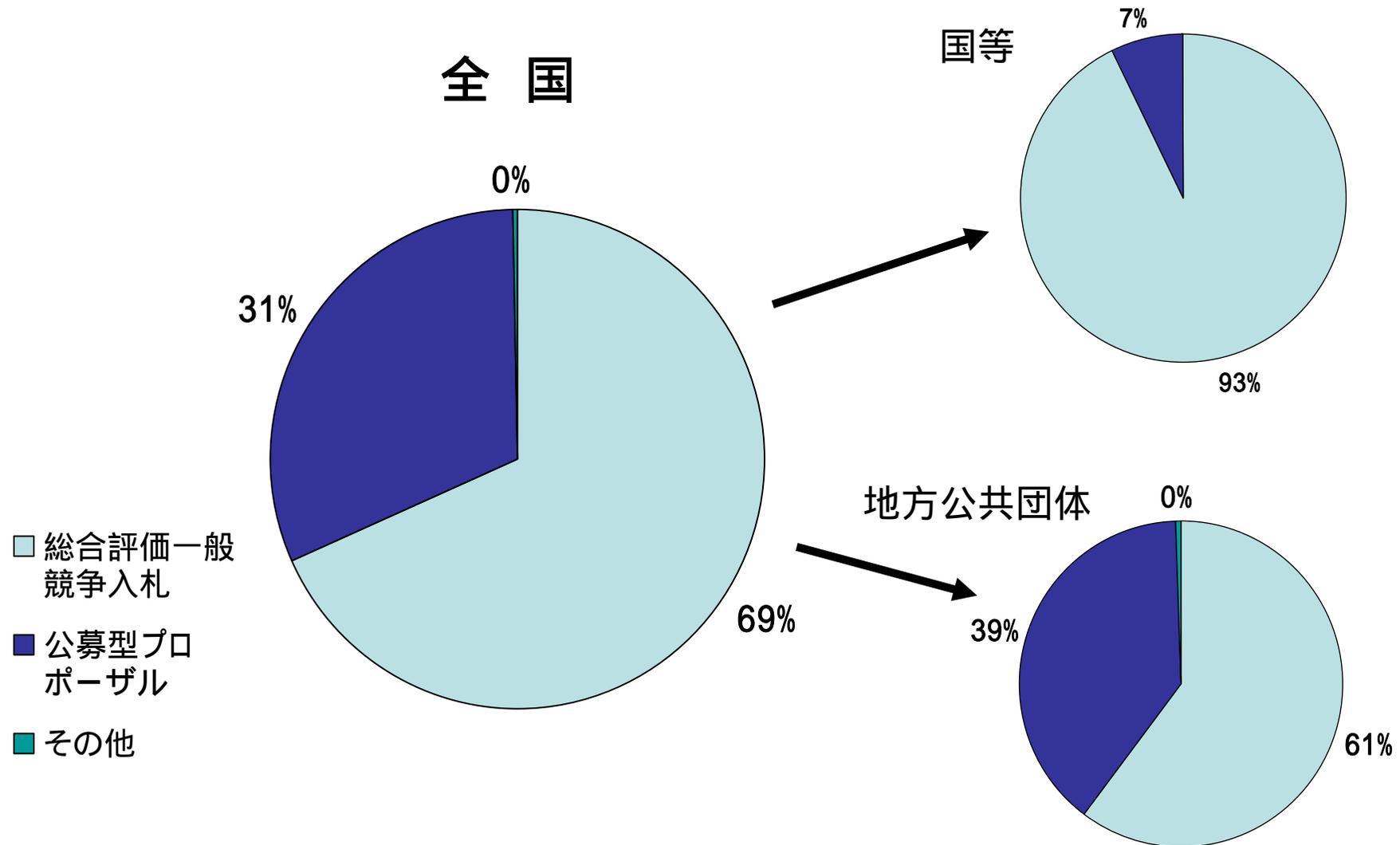


PFI導入により、国、地方公共団体、公共法人を通じた国全体の財政再建に寄与

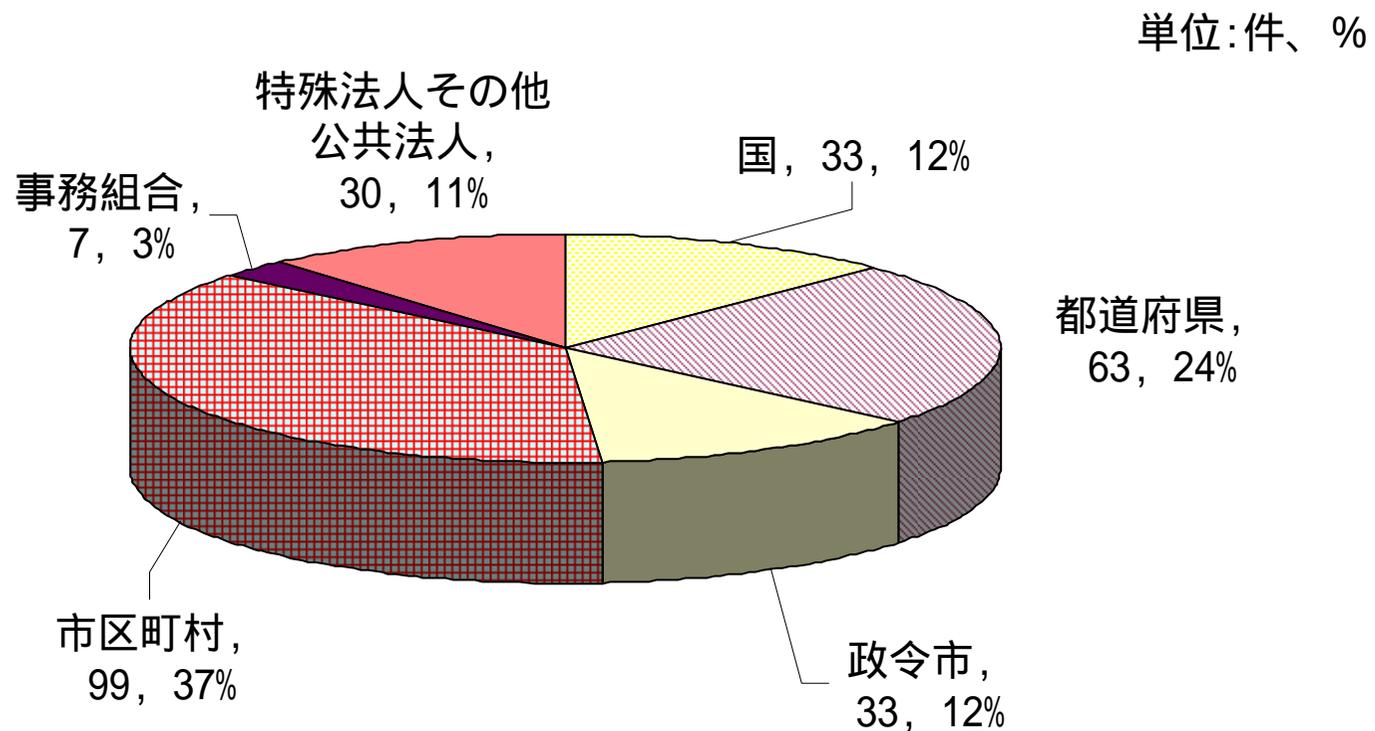
資料を基に内閣府PFI推進室が作成。
(以下特に出典の引用のないものは同様)

事業者選定方式について

(平成19年5月31日現在)

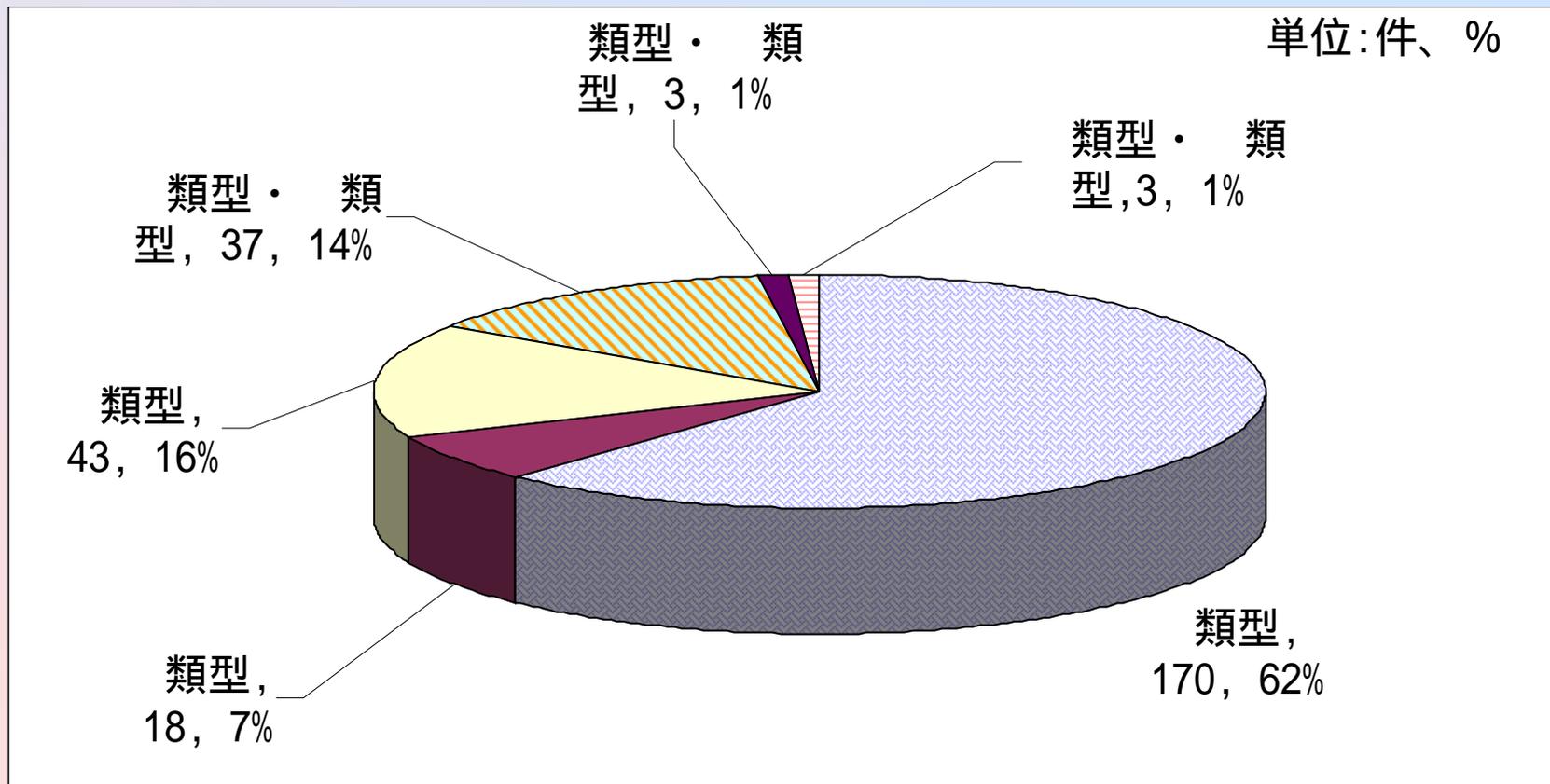


管理者等別事業数



(平成19年5月31日現在)

事業費の回収方法による類型別事業数



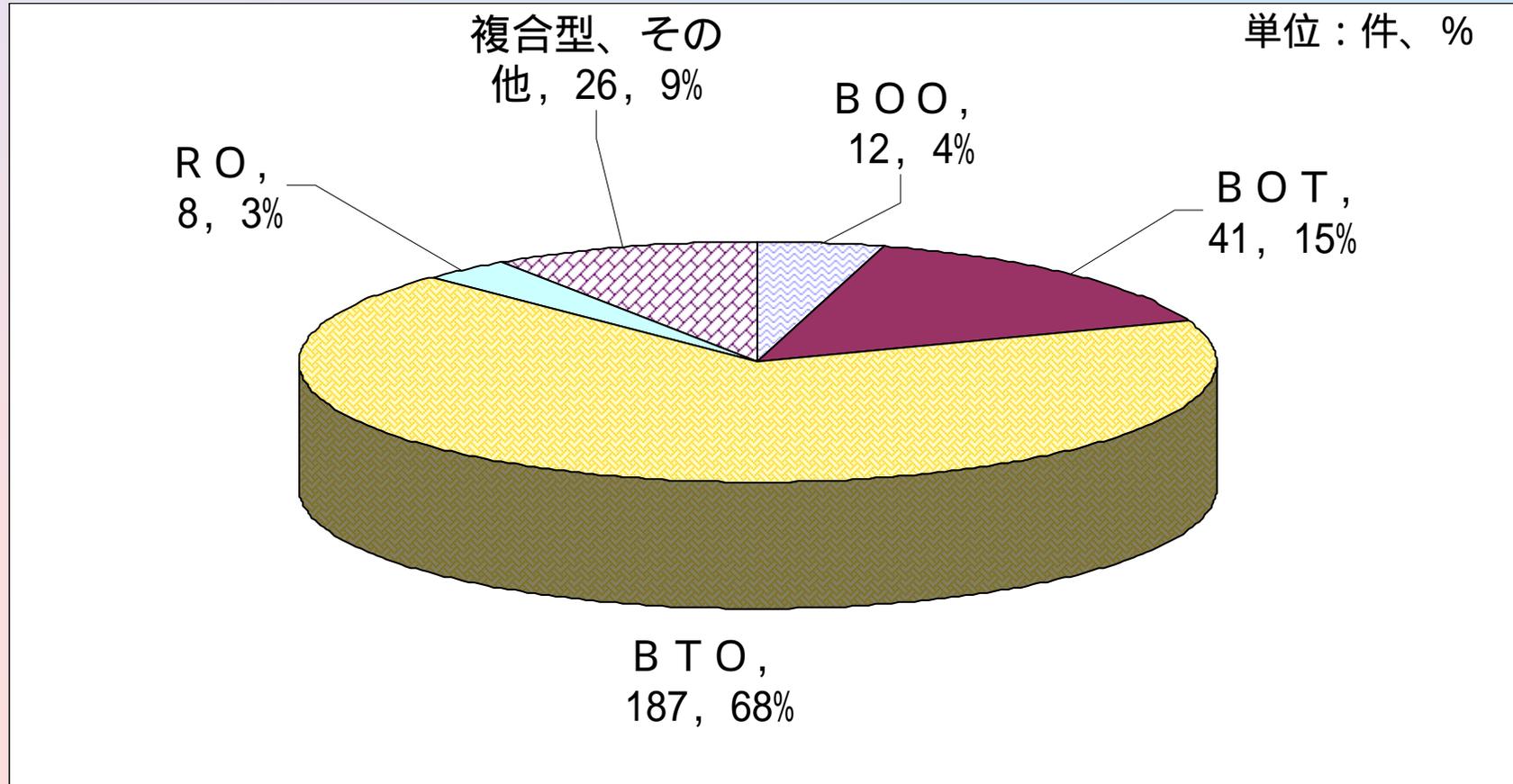
類型 事業費の全部について、選定事業者が提供する公共サービスの対価として管理者等が選定事業者を支払う類型。

類型 公共サービスの受益者からの料金収入をもって選定事業者が事業費の全額を賄う類型。

類型 類型と 類型のミックス型。

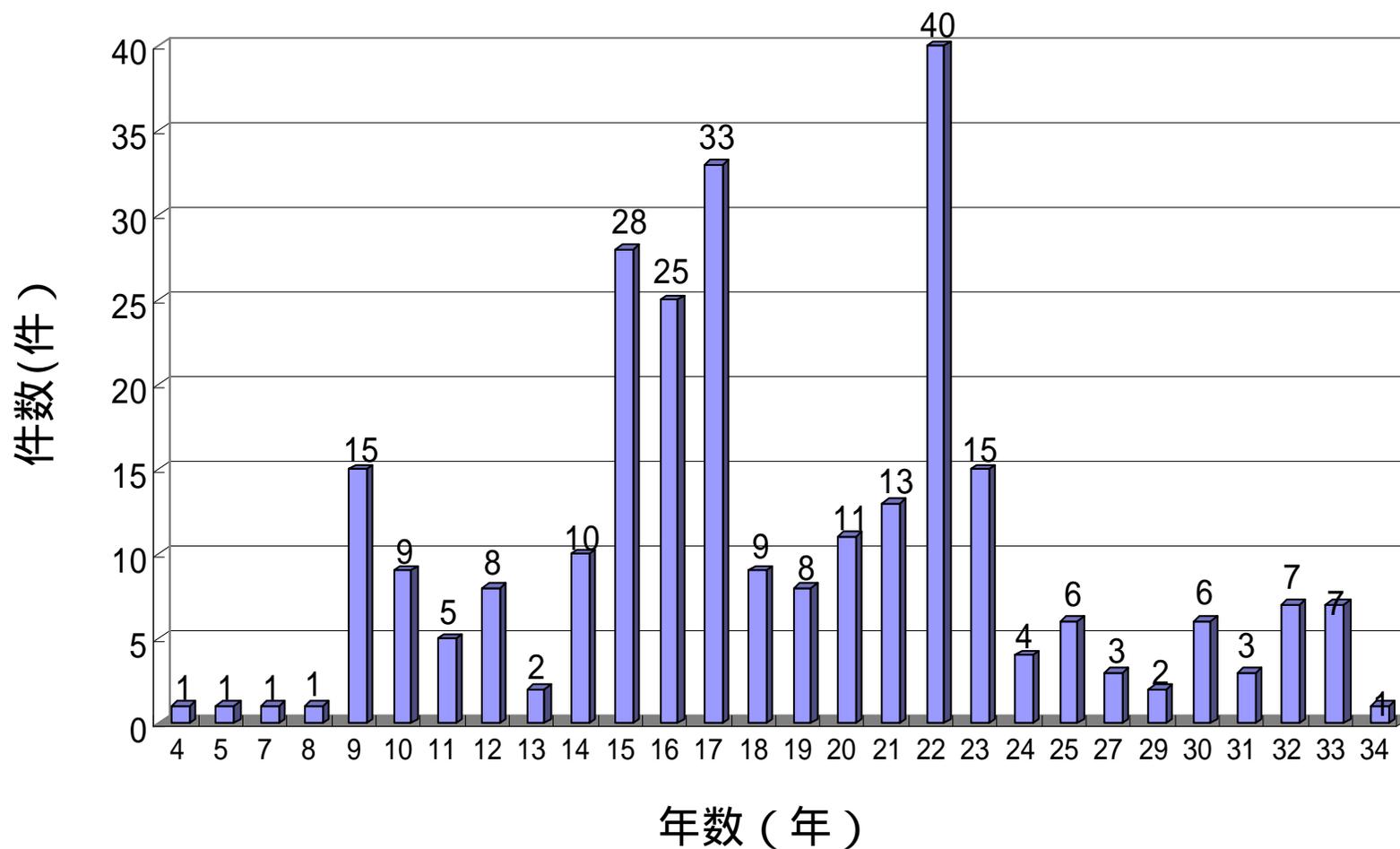
(平成19年5月31日現在)

施設の所有形態による類型別事業数



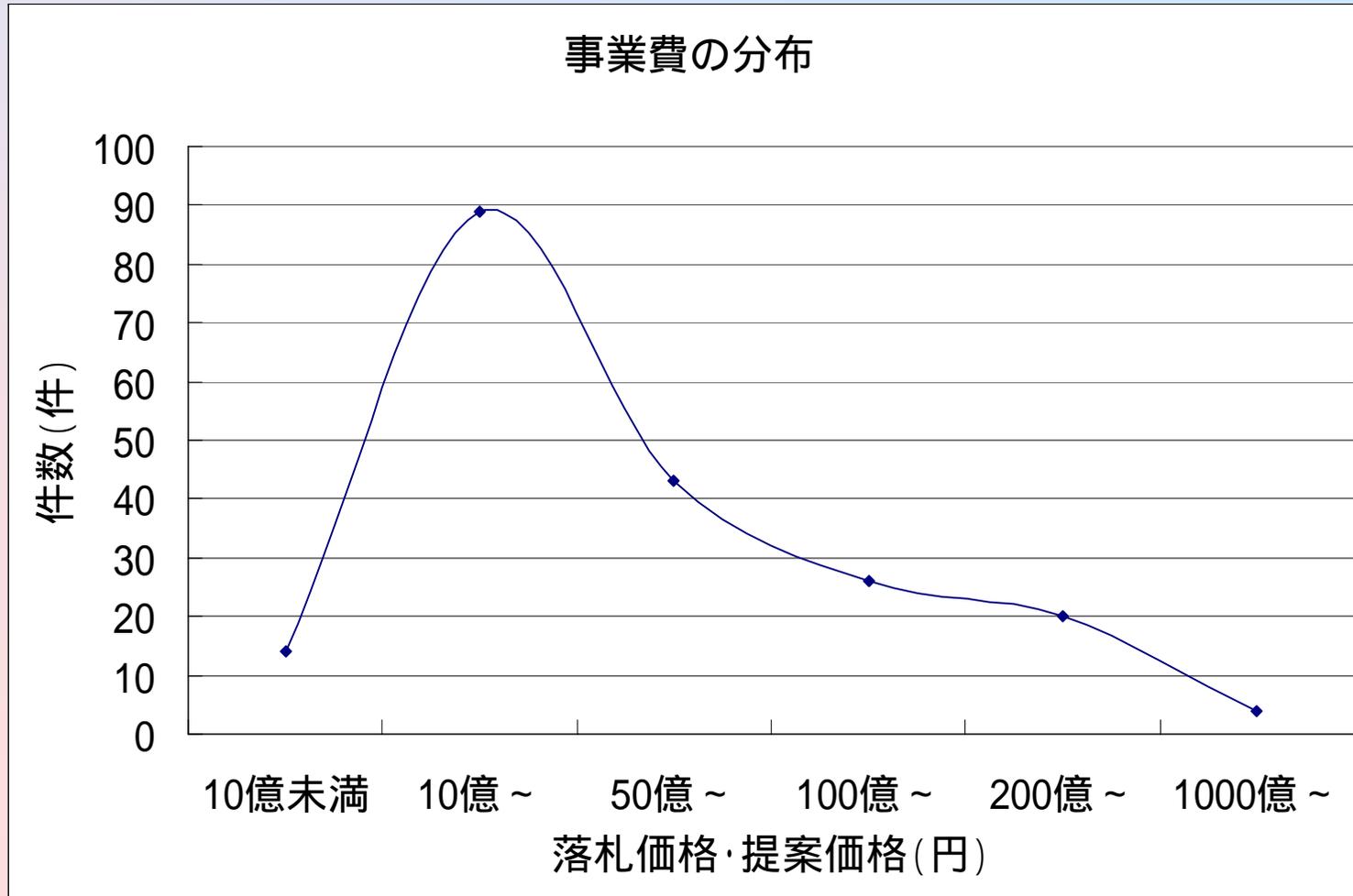
(平成19年5月31日現在)

事業期間別事業数



(平成19年5月31日現在)

事業費の分布



1. 事業主体から公表された、落札価格、提案価格又は契約金額を計上したものを、ここでは便宜上事業費としている。

出典：各発注者公表資料より内閣府PFI推進室作成

(平成19年5月31日現在)

運営重視型PFI事業の取り組み(刑務所の例)

【美祢社会復帰促進センター整備・運営事業】
(BOT方式)

PFI事業の範囲

【契約により委託可能な業務】

- ・総務系の事務
- ・自動車運転
- ・庁舎警備等
- ・窓口受付
- ・食事の提供
- ・洗濯

【特区で委託可能となる業務】

- ・施設の警備
- ・収容監視
- ・職業訓練
- ・信書の検査の補助
- ・領置物の保管
- ・健康診断

・清掃

共生

地域

婦人科診療

地域からの雇用

職員及び家族の定住

地域から生活関連物資の納入

地域医療の充実

地域雇用の促進

消費拡大効果

関連企業の活性化

地域雇用の創出・地域経済の活性化

地域の活性化
総合医療の確立

約8.5%の
VFMの実現

平成18年11月22日付関係省庁連絡会議幹事会申合せの概要

背景

1. 病院や刑務所のように、**運営の比重が高く、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難な事業**の出現
2. 平成17年PFI法改正附則第3条に基づく**民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方等の検討の必要性**
3. 欧州における**競争的対話方式の導入**の状況

基本的考え方

応募者が発注者の意図を明確に把握して提案するためには、**十分な意思の疎通 = 対話が必要**

ポイント

対象事業

病院や刑務所などの**運営の比重の高い案件等に適用**することを想定。

対話

必要に応じて **応募者ごとの対面での口頭による対話も可。**
公平性の確保等につき、**具体的な留意点を提示。**

段階的審査

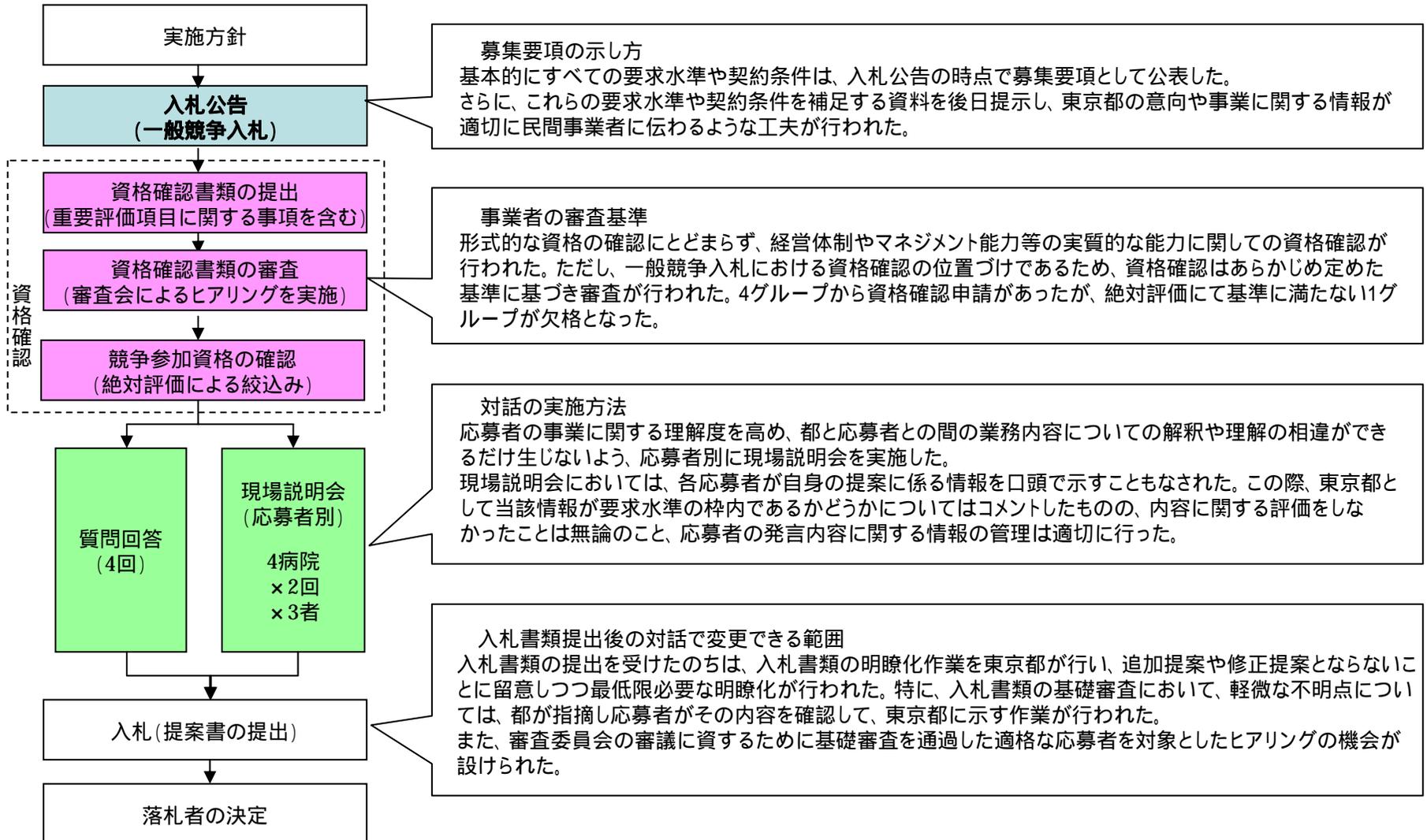
絞込みについての一定のルール及び例について示している。
一定の基準により点数評価、最低3者程度が妥当等。
マネジメント能力等の**実質的な能力**に関する資格審査を行い、**絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした事例**につき例示。

落札者決定後の変更

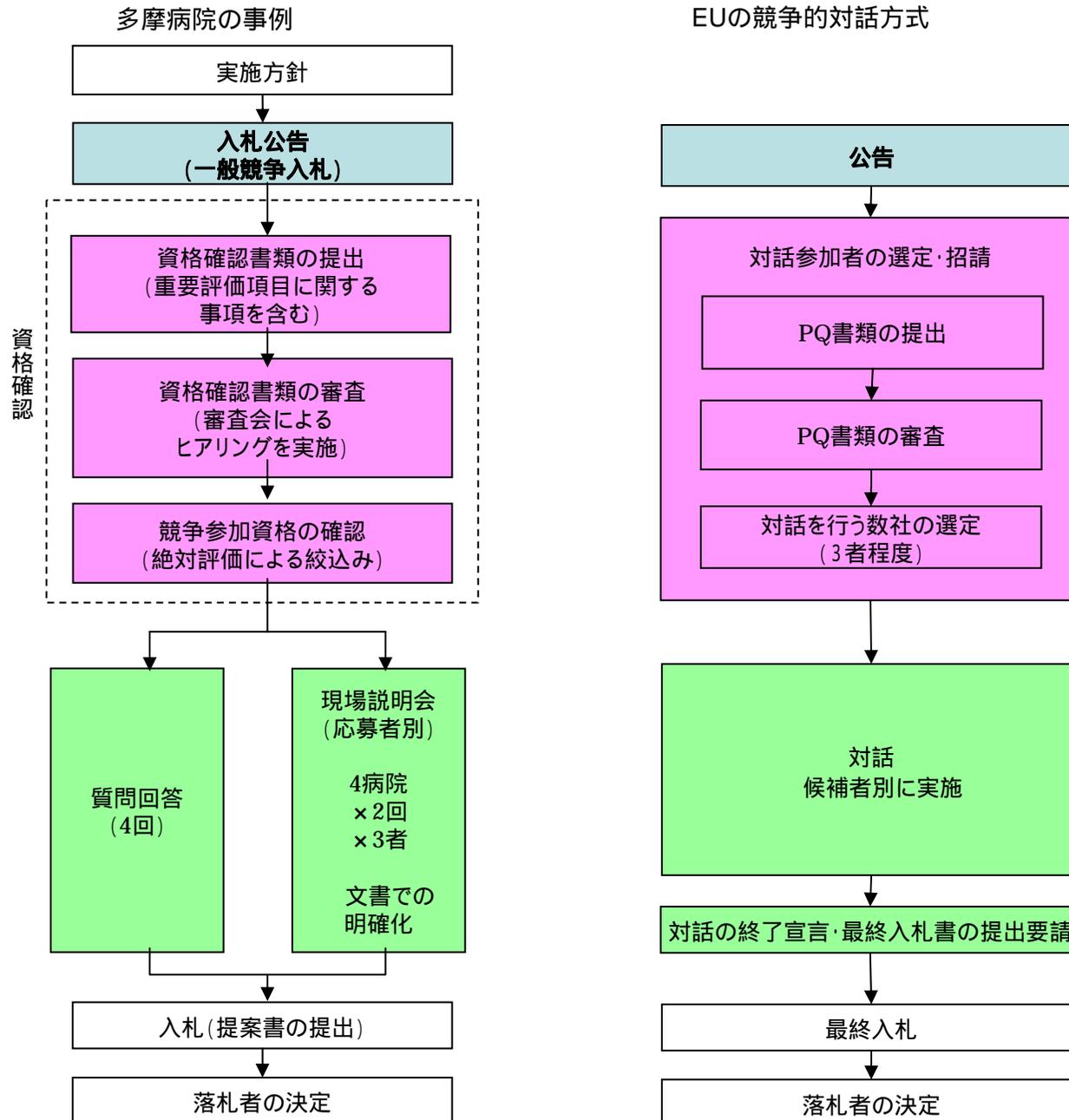
落札者決定前に対話を行うことにより落札後の変更を最小化する必要性あり。
あわせて落札後の応募条件等の変更が可能となる「競争性の確保に反しない場合」につき例示。

東京都へのヒアリング

- 平成15年3月に出了た関係省庁申し合わせを活用して、資格審査における概要提案での絶対評価による絞込みや、応募者別説明会としての対話を実施した事例として、「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」を行った東京都に対してヒアリングを行った。



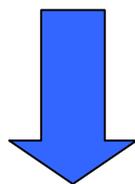
多摩病院PFI事業のフローとEUの競争的対話方式のフローの比較



関係省庁連絡会議幹事会申し合わせのポイント

Point 1 対象事業

全てのPFI事業に適用することが想定されているものではない。



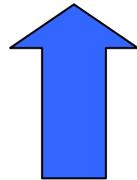
- 発注者のみの能力では要求水準書等を作成することが困難な事業についての適用を想定。
- 運営重視型事業は例示。



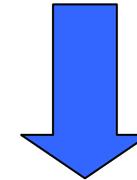
- 対話は発注者・応募者双方に相応の時間・コストの負担を伴う。

Point 2 対話

必要に応じて応募者ごとの対面による口頭による対話も可。



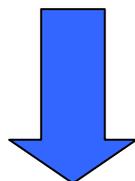
- いわゆる性能発注であるため、発注者は応募者に対してニーズを明確に伝えることが求められる。



- 対話を行う際は公正性・透明性等を担保。
 - ・ 第三者の関与
 - ・ 公表すべき情報と秘匿すべき情報を峻別等

Point 3 段階的審査

PFIにおける一般競争入札において、民間事業者の負担、審査の精度の観点から、応募者を絞り込むことが有益。



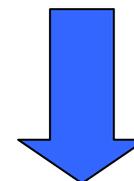
審査方法

審査基準

できるだけ絞り込みの効果が
出る方法の採用

具体例

経営体制やマネジメント能力等の実質的な能力についての資格審査を行った例あり。

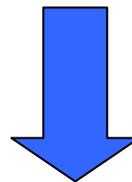


絞り込む応募者数
最低3者程度

ただし絶対評価基準による

Point 4 落札者決定後の変更

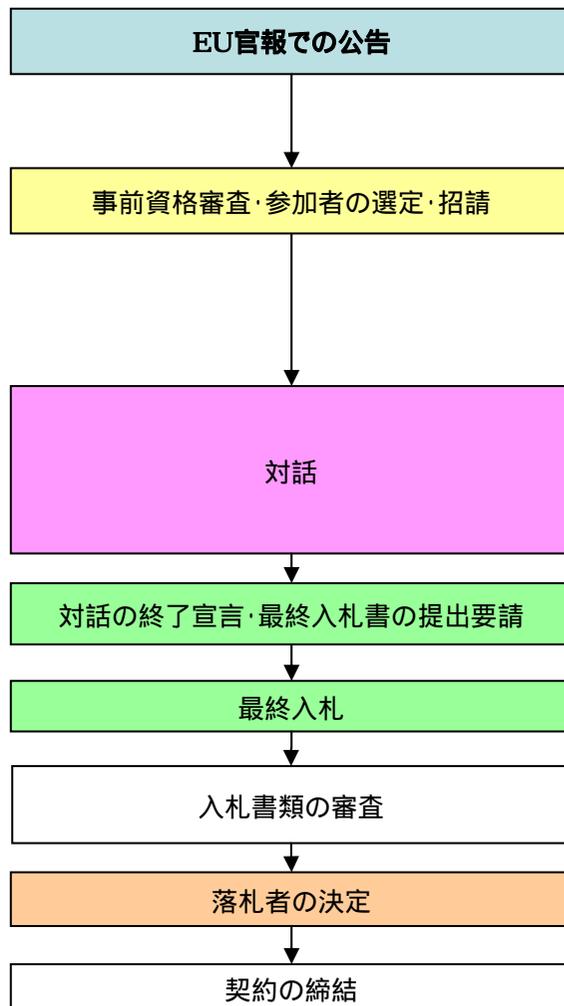
- 落札者決定前に対話を行うことにより落札後の変更を最小化する必要性あり。
- 他方、PFI事業においては、落札者決定後の契約書案、入札説明書等の内容の変更は一切許容されないものではなく、競争性の確保に反しない場合に限り変更は可能。



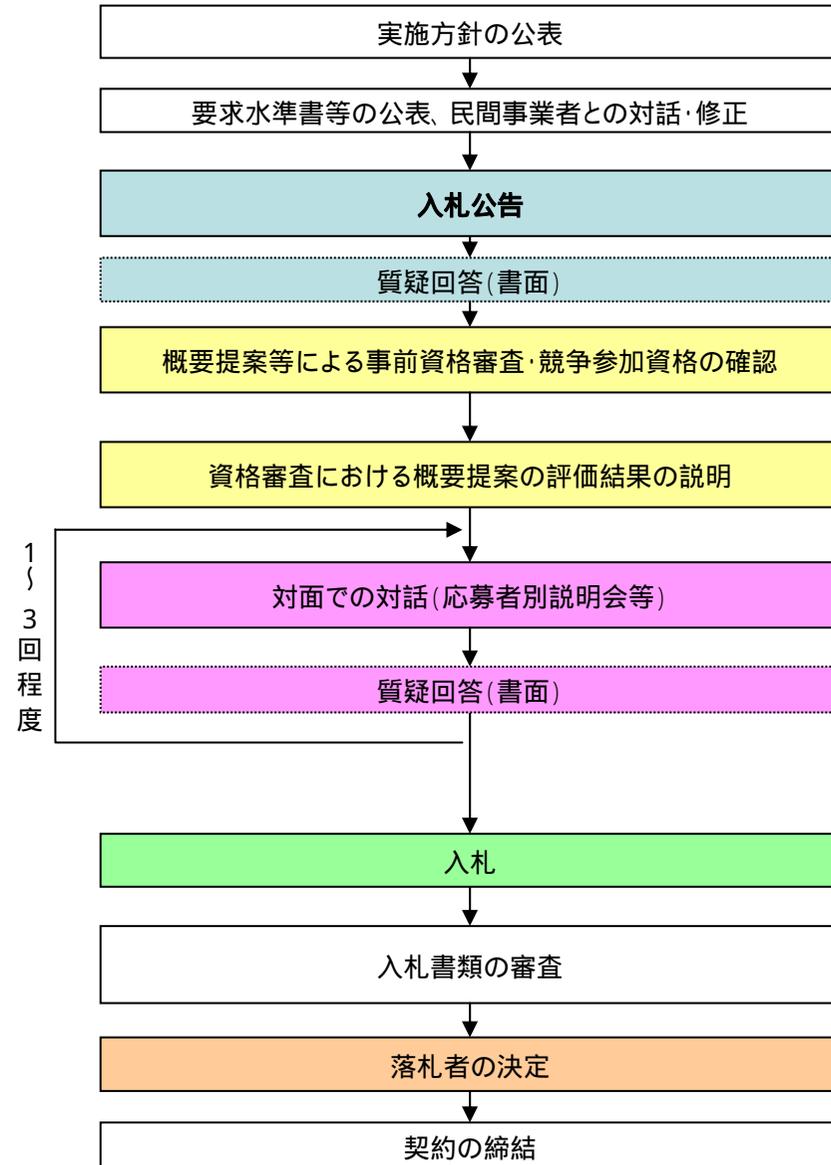
競争性の確保に反しない場合とは、VFMが向上する場合を想定。

EUにおける競争的対話方式と今回の申合せに示された考え方の比較

EUにおける競争的対話方式



PFI関係省庁連絡会議幹事会申合せに示された手順の例



官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会

【趣旨】

指定管理者制度、PFI制度、市場化テスト等官民連携して公共サービス、公共施設の管理等を行う手法について、その適切な推進を図る観点から相互の連携・協力を図るため、必要な情報交換を行うことを目的として、官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会を開催。

【構成員】

総務省自治行政局行政課長	}	指定管理者制度
総務省自治行政局地域振興課長		
総務省自治行政局行政体制整備室長		
内閣府民間資金等活用事業推進室参事官	—	PFI
内閣府公共サービス改革推進室参事官	—	市場化テスト

【開催】

平成19年5月15日 第1回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会 開催

情報発信機能の強化(1)

PFIアニュアルレポート(平成17年度版)

第1章 PFIの概要

- 1 - 1 PFI導入の経緯
- 1 - 2 PFIの基本的考え方
 - 1 - 2 - 1 PFIの目的・効果
 - 1 - 2 - 2 PFIの主要な特色
 - 1 - 2 - 3 PFIの対象施設
- 1 - 3 PFIの事業スキーム
 - 1 - 3 - 1 事業スキーム・事業類型
- 1 - 4 我が国におけるPFI制度、支援措置等の概要
 - 1 - 4 - 1 制度の枠組み
 - 1 - 4 - 2 支援措置等
 - 1 - 4 - 3 事業者選定方式
 - 1 - 4 - 4 国等、地方公共団体の推進体制

PFI導入の経緯、制度の概要について説明

第2章 我が国におけるPFIの現況

- 2 - 1 PFI事業の実施状況
 - 2 - 1 - 1 実施方針公表済み事業全体の傾向
 - 2 - 1 - 2 アンケート調査で回答のあった195事業を対象とした分析
- 2 - 2 PFI手法の導入事例

公表資料(平成17年度末)、アンケート結果(平成18年1月末日)をもとに、我が国のPFIの現況について説明

第3章 我が国のPFIの課題と今後に向けて

- 3 - 1 我が国のPFIの課題
 - 3 - 1 - 1 着実に進捗するPFI事業
 - 3 - 1 - 2 事業の進捗に伴う課題の発生
- 3 - 2 今後に向けて
 - 3 - 2 - 1 改築更新、維持管理需要の増大への対応
 - 3 - 2 - 2 地方分権等の動きに即した対応

第2章の分析の結果およびPFI推進委員会等の議論を踏まえ、事業の進捗に伴う課題等について説明

情報発信機能の強化(2)

PFIの現状と課題についてのセミナー ～現場の課題の解決に向けて～

日時:平成19年3月8日

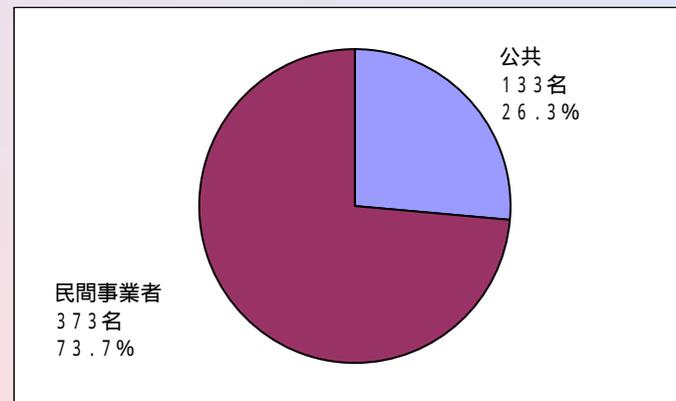
場所:経団連会館 経団連ホール

内容 PFIに係わる取組み状況等(内閣府民間資金等活用事業推進室)
PFIの課題等(パネルディスカッション)

【パネラー】

井熊 均 株式会社日本総合研究所創発戦略センター所長
井上 洋 社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長
白岩 靖史 仙台市企画市民局総合政策部調整課事業手法調整(PFI)担当主事
野田 由美子 PwCアドバイザリー株式会社 パートナー
山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科長兼一橋大学商学部長(モデレーター)

参加者	
公共	133名
民間事業者	373名
計	506名



PFIの現状と課題についてのセミナー開催のご案内

～現場の課題の解決に向けて～

内閣府民間資金等活用事業推進室

PFI法が施行され7年以上が経過し、PFI事業は着実に進展しておりますが、PFIの進展に伴い、運営の比重が高い事業の出現など、PFI事業が多様化してきております。このため、内閣府では、PFIに関する新たな課題につき検討を行っておりますが、その一環として、昨年11月にはPFIの入札にEUの競争的対話方式の考え方を取り入れた関係省庁連絡会議幹事会申し合わせをとりまとめたところです。今回、PFI事業における政府の取組状況を広く普及することを目的とし、国の機関、地方公共団体、PFI事業の発案、受注に携わる民間の事業者及び関係者を対象として、PFIの現状や内閣府の取組みについての説明を行うとともに、入札契約制度等PFIをめぐる諸課題に係るパネルディスカッションを開催致します。つきましては、皆様におかれましては、ふるってご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。



1. 主催者： 内閣府民間資金等活用事業推進室

2. 内容：

P F I に係わる取組み状況等（関係省庁連絡会議幹事会申合せを中心として）
内閣府民間資金等活用事業推進室 参事官 町田裕彦

P F I の課題等（パネルディスカッション）

【パネラー（五十音順）】

井熊均	株式会社日本総合研究所創発戦略センター所長
井上洋	社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長
白岩靖史	仙台市企画局総合政策部調整課事業手法調整(PFI)担当 主事
野田由美子	P w C アドバイザリー株式会社 パートナー
山内弘隆	一橋大学大学院商学研究科長兼一橋大学商学部長(モデレーター)

町田裕彦 内閣府民間資金等活用事業推進室 参事官

3. 参加料： 無料

4. 定員： 400名程度

収容定員を超える場合は、申し込み先着順とさせていただきます。

5. 日程： 平成19年3月8日（木） 13：30～17：00

6. 開催場所： 経団連会館 経団連ホール（東京都千代田区大手町1-9-4）

（地図はこちら <http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/kaikan/map.html> 社団法人日本経済連合会HPより）

【内容についての問い合わせ先及び申し込み先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室） 担当：後藤、福井

FAX：03-3581-9682 電話：03-3581-9681

ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/pfi>

情報発信機能の強化(3)

PFI事業における助言・指導等に関するセミナーの実施

〔事業概要〕

PFI事業が進展してくる中で、入札契約手続きにおけるPFI事業者の選定方法、安全性の確保など運営段階での課題など、各事業におけるさまざまな課題が顕在化しており、公共施設等の管理者等を対象として、さまざまな課題に対して有識者による助言等を行ったもの。

〔対象者〕

国、地方公共団体、独立行政法人等の職員

〔参加者〕

全国8ヵ所 計162名

〔主な内容〕

予算編成と事業者選定に関する課題を中心として
契約及び直接協定締結時の留意点について
事業継続のためのモニタリングの仕組みについて

